

平成 2 9 年 3 月 2 3 日

平成 2 9 年第 1 回 岬町 議会 定例会

第 3 日 会議録

平成29年第1回(3月)岬町議会定例会第3日会議録

○平成29年3月23日(木)午前10時10分開議

○場 所 岬町議会議場

○出席議員 次のとおり12名であります。

1番	坂原正勝	2番	辻下正純	3番	和田勝弘
5番	道工晴久	6番	松尾匡	7番	反保多喜男
8番	田島乾正	9番	奥野学	10番	出口実
11番	竹原伸晃	12番	小川日出夫	13番	中原晶

欠席議員 0名

欠 員 0名

傍 聴 0名

○地方自治法第121条の規定により本会に出席を求めた者は次のとおりであります。

町 長	田代堯	都市整備部長	木下研一
副町長	中口守可	危機管理監	中田道徳
副町長	種村誠之	地方創生 企画政策監	西啓介
教 育 長	笠間光弘	水道事業理事	鵜久森 敦
まちづくり戦略室 長兼町長公室長	保井太郎	総務部理事兼 財政改革部理事兼 まちづくり戦略室理事	佐藤博昭
総 務 部 長	古谷清	しあわせ創造部 理 事	串山京子
財政改革部長	四至本直秀	都市整備部理事	家永 淳
しあわせ創造部長	古橋重和	都市整備部理事	早野清隆

人事担当課長 廣 田 尚 司

○本会の書記は次のとおりであります。

議会事務局長 岸 本 保 裕 議会事務局係員 池 田 雄 哉

○会 期

平成29年3月1日から3月23日（23日）

○会議録署名議員

12番 小 川 日出夫 13番 中 原 晶

議事日程

- 日程第1 三常任委員長報告
- 日程第2 追加議案第32号 岬町事務分掌条例の一部を改正する件
- 日程第3 追加議案第33号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する件
- 日程第4 追加議案第34号 岬町深日地区財産区管理委員の選任について同意を求める件

(午前10時10分 開会)

○道工晴久議長 皆さん、おはようございます。

ただいまから平成29年第1回岬町議会定例会3日目を開会いたします。

ただいまの時刻は午前10時10分でございます。

本日の出席議員は12名、全員出席でございます。出席者数が定足数に達しておりますので、本定例会は成立いたしました。

本定例会には、町長以下、関係職員の出席を求めています。

これより本日の会議を開きます。

○道工晴久議長 日程第1、三常任委員長報告を議題とします。

3月2日の本会議において、事業、厚生、総務文教の各常任委員会に付託しました議案について、各常任委員会で慎重に内容の審査をしていただいた結果を、三常任委員長から報告を求めます。

初めに、事業委員長の報告を求めます。事業委員長、反保多喜男君。

○反保事業委員会委員長 議長の許可を得ましたので、事業委員会委員長報告をいたします。

3月2日の本会議におきまして、本委員会に付託されました9件の議案については、3月7日に委員会を開催し、慎重に内容の審査を行いましたので、その経過及び結果について、会議規則第41条第1項の規定により報告します。

なお、質疑応答等の詳細な内容につきましては、配付しております委員会記録のとおりでありますので、よろしくお願いいたします。

議案第2号、平成28年度岬町一般会計補正予算（第8次）の件のうち、本委員会に付託された案件については、委員会記録のとおり、質疑応答・賛成討論があり、満場一致で可決されました。

議案第3号、平成28年度岬町下水道事業特別会計補正予算（第2次）の件については、委員会記録のとおり、質疑応答があり、討論はなく、満場一致で可決されました。

議案第5号、平成29年度岬町一般会計予算の件のうち、本委員会に付託された案件については、委員会記録のとおり、質疑応答・賛成討論があり、満場一致で可決されました。

議案第8号、平成29年度岬町下水道事業特別会計の件については、委員会記録のとおり、質疑応答があり、討論はなく、満場一致で可決されました。

議案第9号、平成29年度岬町漁業集落排水事業特別会計予算の件については、委員会記録のとおり、質疑応答があり、討論はなく、満場一致で可決されました。

議案第15号、平成29年度岬町水道事業会計予算の件については、委員会記録のとおり、質疑応答があり、討論はなく、満場一致で可決されました。

議案第17号、泉南市、阪南市、田尻町及び岬町における広域まちづくり課の共同設置に関する協議の件については、委員会記録のとおり、質疑応答、反対・賛成討論があり、挙手多数で可決されました。

議案第27号、岬町手数料条例の一部を改正する件については、委員会記録のとおり、質疑はなく、反対討論があり、挙手多数で可決されました。

議案第31号、いきいきパークみさき条例の一部を改正する件につきましては、委員会記録のとおり、質疑応答・賛成討論があり、満場一致で可決されました。

以上が、審査経過及び結果であり、当委員会に付託された9議案について、私の委員長報告を終わります。

○道工晴久議長 事業委員長の報告が終わりました。

それでは、事業委員長の報告に対し質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○道工晴久議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、厚生委員長の報告を求めます。厚生委員長、奥野 学君。

○奥野厚生委員会委員長 議長の許可を得ましたので、厚生委員会委員長報告をいたします。

3月2日の本会議において、本委員会に付託されました13件の議案については、3月8日に委員会を開催し、慎重に内容の審査を行いましたので、その経過並びに結果について、会議規則第41条第1項の規定により報告します。

なお、質疑応答等の詳細な内容については、配付しております委員会記録のとおりでありますので、よろしく願いいたします。

議案第2号、平成28年度岬町一般会計補正予算(第8次)の件のうち、本委員会に付託された案件については、委員会記録のとおり、質疑・討論なく、満場一致で可決されました。

議案第4号、平成28年度岬町介護保険特別会計(保険事業勘定)補正予算(第3次)の件については、委員会記録のとおり、質疑・討論なく、満場一致で可決されました。

議案第5号、平成29年度岬町一般会計予算の件のうち、本委員会に付託された案件については、委員会記録のとおり、質疑応答、反対・賛成討論があり、挙手多数で可決されました。

議案第6号、平成29年度岬町国民健康保険特別会計予算の件については、委員会記録のとおり、

質疑応答・反対討論があり、挙手多数で可決されました。

議案第7号、平成29年度岬町後期高齢者医療特別会計予算の件については、委員会記録のとおり、質疑はなく、反対討論があり、挙手多数で可決されました。

議案第10号、平成29年度岬町介護保険特別会計（保険事業勘定）予算の件については、委員会記録のとおり、質疑応答、反対討論があり、挙手多数で可決されました。

議案第11号、平成29年度岬町介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）予算の件については、委員会記録のとおり、質疑・討論なく、満場一致で可決されました。

議案第18号、岬町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の全部を改正する件については、委員会記録のとおり、質疑応答があり、討論はなく、挙手多数で可決されました。

議案第19号、岬町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の全部を改正する件については、委員会記録のとおり、質疑応答・反対討論があり、挙手多数で可決されました。

議案第20号、岬町指定介護予防支援事業者の指定並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の全部を改正する件については、委員会記録のとおり、質疑はなく、反対討論があり、挙手多数で可決されました。

議案第28号、岬町コミュニティバス運行に関する条例の一部を改正する件については、委員会記録のとおり、質疑応答、反対・賛成討論があり、挙手多数で可決されました。

議案第29号、岬町ひとり親家庭の医療費の支給に関する条例の一部を改正する件については、委員会記録のとおり、質疑応答があり、討論はなく、満場一致で可決されました。

議案第30号、岬町国民健康保険条例の一部を改正する件については、委員会記録のとおり、質疑応答があり、討論はなく、満場一致で可決されました。

以上が、審査経過並びに結果であり、当委員会に付託された13議案について、私の委員長報告を終わります。

○道工晴久議長 厚生委員長の報告が終わりました。

それでは、厚生委員長の報告に対し質疑を行います。

質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○道工晴久議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、総務文教委員長の報告を求めます。総務文教委員長、坂原正勝君。

○坂原総務文教委員会委員長 議長の許可を得ましたので、総務文教委員会委員長報告をいたします。

3月2日の本会議において、本委員会に付託されました11件の議案については、3月9日に委員会を開催し、慎重に内容の審査を行いましたので、その経過並びに結果について、会議規則第41条第1項の規定により報告します。

なお、質疑応答など詳細な内容については、配付しております委員会記録のとおりでありますので、よろしく申し上げます。

議案第2号、平成28年度岬町一般会計補正予算（第8次）の件のうち、本委員会に付託された案件については、委員会記録のとおり、質疑応答・賛成討論があり、満場一致で可決されました。

議案第5号、平成29年度岬町一般会計予算の件のうち、本委員会に付託された案件については、委員会記録のとおり、質疑応答、賛成討論があり、満場一致で可決されました。

議案第12号、平成29年度岬町淡輪財産区特別会計予算の件から、議案第14号、平成29年度岬町多奈川財産区特別会計予算の件までの3件については、一括議題とし、委員会記録のとおり、質疑応答があり、討論はなく、3件とも満場一致で可決されました。

議案第21号、岬町個人情報保護条例の一部を改正する件については、委員会記録のとおり、質疑・討論なく、満場一致で可決されました。

議案第22号、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する件については、委員会記録のとおり、質疑・討論なく、満場一致で可決されました。

議案第23号、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する件については、委員会記録のとおり、質疑・討論なく、満場一致で可決されました。

議案第24号、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する件については、委員会記録のとおり、質疑応答があり、討論はなく、満場一致で可決されました。

議案第25号、職員等の旅費に関する条例の一部を改正する件については、委員会記録のとおり、質疑応答・賛成討論があり、満場一致で可決されました。

議案第26号、岬町税条例等の一部を改正する件については、委員会記録のとおり、質疑応答があり、討論はなく、満場一致で可決されました。

以上が、審査経過並びに結果であり、当委員会に付託された11議案について、私の委員長報告を終わります。

○道工晴久議長 総務文教委員長の報告が終わりました。

それでは、総務文教委員長の報告に対し質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○道工晴久議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で、三常任委員長の報告が終わりました。

ただいまから議案第2号「平成28年度岬町一般会計補正予算(第8次)の件」について討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○道工晴久議長 討論なしと認めます。

ありますか。それじゃ、竹原伸晃君。

○竹原伸晃議員 議案第2号、平成28年度一般会計補正予算(第8次)の件に関して、賛成の立場で討論に加わらせていただきます。

総務文教委員会におきまして、小中学校の空調設備というところでいきなり進んだ状況になっており、その中の議論をしっかりとさせていただき、子どもの学力を伸ばすためにはとてもいい施策であると判断させていただきました。

また、事業委員会におきましても、いろいろ議論ございましたが、道路整備において目的がきっちり定められており、とても苦労のあるところだと思いますけども、早急にすべき点ということを踏まえまして、しっかりと納得させていただきました。

以上の点をもちまして賛成とさせていただきます。

○道工晴久議長 次に、中原 晶君。

○中原 晶議員 2016年度岬町一般会計補正予算(第8次)の件について、要望もあわせて申し上げ、賛成討論を行います。

町道畑山線の一部拡幅工事については、かねてから子どもたちの登下校の安全を不安視する保護者の声もあり、部分的ではあれ拡幅工事が行われることについては評価できると考える立場であります。

通学路の一層の安全確保のために引き続き努力することをこの場で改めて求めます。

夕野池、カイカ池の埋め立て後の土地利用については、道路の整備も含めて地元自治区を初め、近隣住民との丁寧な協議を進め、地域の財産として親しまれる広場となるよう町の役割を果たすこともあわせて求めておきたいと思っております。

最後に、小中学校の教室への空調設置について大いに評価する立場であります。

各学校と教職員のご協力によりまして室温の測定が行われ、その結果から設置の必要性を認識され、普通教室にとどまらず特別教室も含め、子どもたちが利用する全ての教室への空調の設置に踏み切られた町長の大英断を高く評価するものであります。

工事においては地元業者への発注に努め、地域経済の活性化に寄与する公共事業となるよう求めて賛成討論といたします。

○道工晴久議長 他に討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○道工晴久議長 ないようですので、これで討論を終わります。

これより、議案第2号「平成28年度岬町一般会計補正予算(第8次)の件」について、起立により採決します。

本件についての、三常任委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決定しております。

三常任委員長の報告のとおり、決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○道工晴久議長 起立満場一致であります。よって、議案第2号は可決することに決定しました。

続いて、議案第3号「平成28年度岬町下水道事業特別会計補正予算(第2次)の件」について、討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○道工晴久議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第3号「平成28年度岬町下水道事業特別会計補正予算(第2次)の件」について、起立により採決します。

本件についての、事業委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決定しております。

事業委員長の報告のとおり、決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○道工晴久議長 起立満場一致であります。よって、議案第3号は可決することに決定しました。

続いて、議案第4号「平成28年度岬町介護保険特別会計(保険事業勘定)補正予算(第3次)の件」について、討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○道工晴久議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第4号「平成28年度岬町介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第3次）の件」について、起立により採決します。

本件についての、厚生委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決定しております。

厚生委員長の報告のとおり、決定することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○道工晴久議長 起立満場一致であります。よって、議案第4号は可決することに決定しました。

続いて、議案第5号「平成29年度岬町一般会計予算の件」について、討論を行います。

討論ございませんか。中原 晶君。

○中原 晶議員 賛成できないと考える立場から討論を行います。

平成29年度一般会計補正予算については大変悩ましいところではありますが、賛成できないと考える立場であります。

例年のことでありますが、毎年前向きに評価できる事業や住民の願いに応えた施策が多く予定されている一方で、見過ごせない予算もあり、賛否を決しがたいところであります。

意見、要望も合わせて申し上げたいと思いますが、ここで全てを網羅して申し上げるには余りに時間を要するため、今回は新たに発生した疑念を中心に、また新たに展開される事業を中心に私の考えを述べて討論に参加させていただきます。

来年度予算については、子育て支援策の拡充、ファミリーサポートセンター事業の創設や幼児保育事業の実施、出産前後の家事・育児支援を行うヘルパーの派遣など、きめ細かな支援策を新たな施策として行う計画が示されました。

これまで、子ども医療費の助成対象を段階的に拡充し、中学卒業までの医療費助成の実現、また、妊婦健診においても費用負担の軽減を図る努力を続けてこられたことを評価してまいりましたが、来年度においてはよりきめ細かな支援策を創設する予定であることが確認でき、積み重ねてきた努力に対して敬意を払うものであります。

保健センターの耐震補助事業やトイレの温水便座化、年次的に各種検診の受診料引き下げ、病の早期発見、早期治療に寄与するための努力についても前向きに評価できるものと考えております。

スクールカウンセラー設置事業では、徐々に相談機関を増やす努力を行い、来年度からは新たに幼稚園にもカウンセラーを設置し、専門的な立場から諸問題の解決を目指す前向きな姿勢が示されたところでもあります。

学校教育施設へのエアコン設置を進め、今年度の一般会計補正予算（第8次）で可決をされた小中学校の教室へのエアコン設置とあわせ、来年度においては淡輪幼稚園の保育室にもエアコンが設置さ

れ、教育環境の整備が一気に改善される見通しであります。

子どもたちはもちろん、保護者や地域の皆さんからも大いに歓迎されることと思います。

コミュニティバスの運行においては、運行の継続を死守するという立場でこれまで奮闘を重ね、さまざまな改善への今後の努力も払われるということが確認できたところであり、利用者からも喜ばれているところであります。

温かみのある町政の実現を目指して、住民要求に応える意欲的な施策の展開を計画しながら、もう一方で、大阪府や国との関係では住民の利益を守る立場が感じられず、住民を守る立場から、岬町として自主的、主体的にもの言うことをせず、今後もそうする考えがないことが厚生委員会で明らかになったところであります。

大阪府における福祉4医療の制度改定や障害者手帳など、町が経営事務を行うときの個人番号の取り扱いについてもお尋ねをしましたが、地方自治体としてあるべき姿勢が感じられず、大変残念でありました。

今、住民が置かれている苦しみの大元には国政や大阪府政によるものがあり、それに対して、必要な主張をしていかない限り住民を守ることはできません。

結果がどうあれ、住民を守る立場から主張するべきは主張するのが地方自治体である岬町の役割ではないかということを知りたいと思います。

就学援助については、一般質問でもお尋ねをいたしました。来年度においても、過去に引き下げられた基準の見直しは行われず、対象の拡大が行われないという残念な見通しを確認したところであります。

子どもの貧困が深刻な中、全国各地でさまざまな努力が払われております。とりわけ、入学準備金の支給時期においては支払が必要となる時期に支給する努力が全国で行われ、文部科学省においても検討が行われる見通しが示されております。

今後、岬町においても必要な時期に入学準備金の支給が行われるよう、この場で改めて求めたいと思います。

保育士や学童保育指導員の待遇、処遇改善について、厚生委員会において質問いたしました。時給が近隣と比較しても低い傾向にあることは認識されているようでありましたが、来年度においても引き上げは見送られました。

保育士については長らく見直しが行われていないことも確認されました。保育士不足という社会問題や処遇の改善についても目を向け、迅速な改善が図られるよう求めるものであります。

事業委員会でお尋ねをしていた海釣り公園ととパークの指定管理者への運営補助金については、

委員会で求めた資料の提出をいただき、その詳細について担当課にお聞きをし、丁寧な対応をいただいたと考えるものであります。

財政運営面においては、損益計算書からの抜粋資料を配付いただきましたが、その資料では2009年度以外は全て黒字となっており、財政運営の厳しさは理解できませんでした。

抜粋であるために詳細までは明らかにならず、財政運営の困難さの原因がどこにあるのか、また、根本的な解決の展望も見出せないというのが率直な実情だと考えるものであります。

さらに、財政運営の厳しさの一つが2011年度に行ったドーム型休憩施設であることから、貸借対照表まで確認しなければ財政運営状況の全容は把握できません。

しかしながら、損益計算書も貸借対照表も公表するのは困難であるとの町の考えをお聞きいたしました。

今年度から新たな補助金を創設し、年間100万円の補助が行われ、来年度においても継続される予算となっておりますが、補助金支出の必要性和妥当性が客観的に明らかにされない限り、この予算を認めることはできません。

過去の補修についての資料もご提出をいただき、お忙しい職務の中で資料の取りまとめにご苦勞をいただき敬意を払うものであります。

この資料によって事業者の苦勞と努力の一端は理解できましたが、来年度における大規模改修の計画の詳細についてはさらに研究が必要であると考えます。

海釣り公園については来年度が指定管理者の現在の契約の最終年度に当たることから、選定についても事業委員会でお尋ねをいたしました。

選定方法については、公募も含めて検討するとの答弁でありましたが、海釣り公園設置に至る経過や漁業権にかかわって、あたかも今の事業者への指定が既定路線であるかのように感じられる答弁もありました。

漁業権の取り扱いについて、委員会終了後に確認をさせていただきましたが、海釣り公園開設に当たって2006年の時点で小島漁協と岬町との間で当該範囲における町の占有を認める同意書が交わされており、その後、同意内容に変更はないとのことでありました。

その点から考えると、指定管理者の募集については公募が適当であり、選定に当たっては公正かつ厳正な審査が行われるようこの場で改めて求めておきます。

(仮称) 岬町美崎苑連絡線整備事業についても、事業の緊急性と必要性への疑念が残されたままとなりました。

当該道路は、淡輪17区の東側から南海電車に平行して番川左岸の町道までを結ぶ連絡道路として

計画されておりますが、事業委員会において事業の必要性をお尋ねしたところ、町道のネットワーク構築、自治区からの要望、近隣の方からの要望との説明でありました。

町道のネットワーク構築等について否定をするわけではありませんが、自治区からの要望について町に提出された自治区長からの要望書や交渉経過などの資料をご準備いただき、確認もさせていただいたところ、自治区からの要望は今回、計画されている箇所ではなく、既存の細い道を拡幅してほしいというものであり、（仮称）美崎苑連絡線として整備を使用としている道路の必要性についてはその妥当性が乏しいと言わざるを得ません。

委員会での答弁で、子どもたちの通学路の安全性の確保についても言及がありましたので、実態を調査しに登校時に現地へ行って1時間程度様子を確認いたしました。

既存の細い道を通って登校する小学生は4人、中学生は2人、そのときについては確認をできましたが、通行する人は少なく、登校の危険性は感じられませんでした。

さらに、この子どもたちが新たに計画されている道路を利用するのかについては大いに疑問を持つところであり、車両が通行する道路を整備すると、通学路としては危険性が増すのではないかと懸念するものであります。

（仮称）美崎苑連絡線の整備について、今、どうしても優先して行う必要があるとは考えられない事業であり、設計委託料の820万円の予算化は住民の理解が得られないものとするものであります。

町営緑ヶ丘住宅地内における株式会社環美興産の事務所設置にかかわっても資料を提出していただいたところであり、2008年4月1日にごみ収集作業にかかる事務所として賃貸借契約を結び、年間46万円余りの貸付収入を得ていることが確認できました。

しかしながら、2007年以前については賃貸借契約が行われていたのか、また、貸付収入を得ていたのかも明らかになりませんでした。

過去何十年にも及ぶ経過があること、委員会から本日までには限られた時間であったことから資料の探索には限界があったことを認めるものであります。引き続き、実態の調査を求めるものであります。

事業所における特別徴収にかかる事務について一言申し上げておきたいと思っております。従業員の個人番号を記載するか、その扱いについて改めて申し上げておきたいと思っております。

本会議での大綱的質疑でお尋ねをしましたが、各事業所に従業員の個人番号を全て記載して送付するならば、従業員が個人番号を事業者へ提出していない場合、個人番号の管理義務が事業者に発生することになり、新たな負担が発生します。

また、町の行為によって個人情報漏えいすることにもなりかねません。

個人番号を全て記載して送付するとなると、特定郵便で送る必要があり、町にとっても財政的な負担が発生します。

特別徴収においては個人番号の一部を伏せるなど、財政的な負担を軽減でき、個人情報の漏えいが発生しない方法を用いて事務を進めるよう、この場で改めて求めたいと思います。

大阪府や国の悪政から住民を守るには十分でない来年度予算と言わざるを得ず、各種事業の必要性、妥当性に一部疑念を抱かざるを得ない予算が含まれていることから、来年度予算案について賛同しかねる立場であることを申し上げて討論いたします。

○道工晴久議長 他に賛成討論ございませんか。辻下正純君。

○辻下正純議員 平成29年度一般会計当初予算について、私は賛成の立場で討論させていただきます。

平成29年度の当初予算は、町の活性化を促すための施策で行われております。

新規施策としては、深日港の活性化を目指す旅客船社会実験や、府下では2番目となる地域おこし協力隊の事業が進められるとともに、地方創生総合戦略事業として出産祝い金の拡充、住宅等の補助金や創業支援事業などを含め、人口減少や流出を抑制するための事業に取り組む姿勢が伺えます。

環境事業については、道の駅みさきを地域活性化の拠点とした地域特産品の販売やにぎわいの創出などの取り組み、また、深日港観光案内所さんぽるたを拠点に、みなとオアシスみさきの交流施設と連携し、深日港活性化イベントを開催されるなどのまちの活性化につながる積極的な事業が進められる予算となっております。

子育てにおいては、乳幼児保育など実施による子育て環境の整備や、空調機の設置などによる児童などの教育環境の改善に力を注いでいる等のことが伺えます。

加えて、安全なまちづくりとして防災機能の向上を図るための町道海岸連絡線の整備や町道西畑線や町道多奈川歴史街道線が整備されるとともに、町営緑ヶ丘住宅の建替え事業が最終年度を迎え、着実な事業を推進されることが期待されます。

このようなさまざまなまちづくりにかかわる事業が積極的に展開されることにより岬町の活力が回復することを期待しまして、賛成討論いたします。

○道工晴久議長 他に討論ございませんか。竹原伸晃君。

賛成ですか、反対ですか。

○竹原伸晃議員 賛成です。

○道工晴久議長 どうぞ。

○竹原伸晃議員 平成29年度岬町一般会計当初予算の件で、賛成の立場で討論に加わらせていただき

ます。

先ほども辻下議員の言われたように、まちを活性化するために多額の予算を組んでいただいております。予算書ベースで91億600万円、過去に例がないぐらいではないかと思えます。

その中で、なぜこういう予算に至ったか。そこは、やはり岬町が今置かれている立場、第二阪和国道が平成29年4月1日に開通する、もう目前に迫っております。

これは岬町の歴史においても一大事件であり、岬町が置かれている環境が大変化するのではないかと、このように思っている中、やはり縮小する予算より打って出る予算をつけていただきたいな、こう思っていたところ、財政を工面してこのような予算。

特に観光に力を入れるため、大阪湾南周りルート of 構築のために航路の試験運航に関して補助金を含め町の予算を使う。深日港の委員会でもありましたけども、官民協働ということがキーワードかなと思いつつ、やはり行政のほうも予算をつけていただく、これが今後の岬町にとってどのように働いていくのか、私も私の立場で協力していきたいな、このように思います。

また、事業委員会でも賛成討論をさせていただきましたが、新しい町道海岸連絡道、とても予算が膨れておりますが、やはり、この道をどのように活かしていくか、それは今後、私たちの、これも仕事ではないか。

道ができるに当たって、住民の中でも賛否両論ございます。それでも町長の決断においてするものはすると、これをきっかけにまちを発展させていくんだという強い気持ちが伺われ、今回、当初予算が膨らんだ、このように思っております。

でも、攻めの姿勢というのをとても評価させていただきたいと思い、賛成の討論とさせていただきます。

○道工晴久議長 他に反対の討論ございませんか。

ないようですので、賛成討論、他に。田島乾正君。

○田島乾正議員 賛成の立場で一言申し述べておきます。

先ほど、各議員が細部にわたるいろんな予算のご指摘というか、そういう予算執行に対して慎重にしてくださいというような、そういう討論があったんですけど、私の立場から言いましたら、今回、歳入歳出予算で91億円と、かなり大きな金額の当初予算を組んでいただき、いろんな債務負担行為、そして一時借入金等々について25の借入金があると。かなり田代町長は頑張って予算を組んだんやなど。

大変、財政苦しい折に、苦しいからと言って、いろんな、そういう義務的事業をしないという、これまたいかがなものかと。

やっぱり、苦しい中にもそういう財政を知恵を絞って執行するのが本来執行権者の立場と思うんです。

無謀な組み方は、これは当然議会人として反対せざるを得ない。しかし、この当初予算というのはいろいろ理由があって、そして、私どもは質疑、質問、ただすという立場上の席にいるんですけども、そうしたら、執行権者に代案があるのかと、ここまで聞かれたら、いや、そこまで考えてませんと。そういう無責任な考え方の質疑も多々あると思うんです。

しかしながら、これだけの91億円の予算を組んで、そしてまた借入金もして、かなりハードな事業をやっておると。これは、やはり非難するより、とりあえず称賛をして、そして、当初予算の次には何があるかといったら、結局、決算があるわけですね。

ですから、4月のときに当初予算のとき総花的なそういう予算組んでなかったんかなという結果が出ます。結局、大きな不用額が出れば、これは総花的な予算組んでたん違うんか、こういう指摘の場も与えられてますので、それは当然、9月には厳しい決算委員会で諮問をただしたいと、かように思いますので、やはり当初予算というのは、当然これは住民のために一応執行権者の考えを通さなくては前に進まないということですので、私はあえてこの91億円というのは町の健全な財政の部分については無理しているん違うか、言われりゃ、そう無理してるいなと、そういう考え持ってます。

しかし、だから、もう3期を迎えるようなそういう経歴の方が、やはり議員も経験していたし、そういうことで、これは間違いないだろうということから、私は田代町長を信頼して、この当初予算を認めたいと。

しかし、私どもは責任ある立場ですので、9月の決算委員会で、やはり、またそれは是々非々で指摘したい、いいことはまた称賛したい、かように思いますので、今回は細部にわたって、私はそういう予算の構成については問いません。

しかし、全般に、先ほど述べた91億円の予算については、当然、岬町の現状から見たらやむを得んだろうなということを考えて賛成討論と述べときます。

○道工晴久議長 他に討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○道工晴久議長 ないようですので、これで討論を終わります。

これより、議案第5号「平成29年度岬町一般会計予算の件」について、起立により採決します。

本件についての、三常任委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決定しております。

三常任委員長の報告のとおり、決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立多数)

○道工晴久議長 起立多数であります。よって、議案第5号は可決することに決定しました。

続いて、議案第6号「平成29年度岬町国民健康保険特別会計予算の件」について、討論を行います。

討論ございませんか。中原 晶君。賛成ですか、反対ですか。

○中原 晶議員 反対であります。

○道工晴久議長 どうぞ。

○中原 晶議員 2017年度国民健康保険特別会計予算について、反対の立場から討論に参加いたします。

来年度においては、委員会でも確認をさせていただいたとおり、高額療養費制度の見直しにより窓口で支払う医療費の負担が増やされます。

今年の8月以降、70歳以上で年収370万円未満で住民税を支払っている方は、外来の上限額が月に2,000円増やされ1万4,000円。入院を含む上限は月に1万3,200円増やされ、5万7,600円に引き上げられます。

年収370万円以上の方の外来も5万7,600円に引き上げられます。

安倍政権は、現役世代との負担の公平化を口実にしておりますが、現役世代においても2015年度において上限額が引き上げられたばかりで、高齢者の負担を現役世代にあわせて引き上げるなど、血も涙もない冷たい仕打ちであります。

また、10月からは療養型病床に入院をされている方、65歳以上の居住費が1日320円から370円に、症状が重い患者にも新たに1日200円の負担が強いられます。

これらのことは国政上で決められることとはいえ、高齢者を標的にした負担増は高齢者人口の多い岬町にとっては深刻な事態を生みかねないことから、負担増が反映された予算案には反対であります。

さらに、再来年度からの国民健康保険の大阪府統一化の準備が行われることも容認できません。

統一化されることによる保険料の見直しは、現時点では断定的に判断することはできませんが、一定のモデルケースを前提にした大阪府の試算においては、値上げが想定をされております。

国民健康保険事業は、最も身近な自治体が行うからこそきめ細かな保険料徴収を初めとする事務が行えるものであり、大阪府下での統一化には反対であります。

なお、委員会でお尋ねをした来年度の保険料の引き下げについては、実現の見通しが不透明でありました。

今後、あらゆる努力を行い、保険料の引き下げを行うようあわせて求めて討論いたします。

○道工晴久議長 他に討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○道工晴久議長 ないようですので、これで討論を終わります。

これより、議案第6号「平成29年度岬町国民健康保険特別会計予算の件」について、起立により採決します。

本件についての、厚生委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決定しております。

厚生委員長の報告のとおり、決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立多数)

○道工晴久議長 起立多数であります。よって、議案第6号は可決することに決定しました。

続いて、議案第7号「平成29年度岬町後期高齢者医療特別会計予算の件」について、討論を行います。

討論ございませんか。中原 晶君。賛成ですか、反対ですか。

○中原 晶議員 反対です。

○道工晴久議長 どうぞ。

○中原 晶議員 2017年度後期高齢者医療特別会計予算について、反対の立場から討論を行います。

後期高齢者医療特別会計については、制度そのものの速やかな廃止を求めて反対をしてきた立場であります。

75歳という年齢で強制的に加入をさせられ、差別的な扱いを受ける後期高齢者医療制度は、高齢者になれば誰でも病気にかかりやすくなるということは当然であることから、2年ごとの保険料の見直しのたびに値上げをされかねないという制度上の問題があります。

過去においては基金の投入等を行い、実質的な値上げを避ける努力が払われ、加入者の保険料負担が増やされることはありませんでした。しかしながら、来年度以降、政府は低所得者世帯への保険料の軽減措置を縮小する方針であります。

年金収入が年に153万円から211万円という方は、現在は所得割が5割に軽減をされておりますが、来年度はそれが2割へと縮減をされます。さらに、再来年度には2割の軽減も廃止される見通しであります。

また、扶養家族だった方は定額部分の9割が軽減されておりますが、来年度には7割軽減へと軽減措置が縮小され、さらに再来年度には5割、2019年度以降は77歳になる方の軽減措置を全廃される計画であります。軽減措置の縮小により、保険料が3倍にも大幅に値上がりする場合も発生する見通しであります。

4月からは、公的年金が0.1%削減され、生活苦に追い打ちをかけられる高齢者に、これ以上の

負担を強いることは容認できません。

受診抑制が拡大し、病気の重篤化を招くことも懸念されます。軽減措置の縮小は国政上で決められたことであり、安倍政権が進めていることとはいえ、岬町の高齢者に負担がもたらされるものであり、反対であります。

○道工晴久議長 賛成の方の討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○道工晴久議長 ないようですので、これで討論を終わります。

これより、議案第7号「平成29年度岬町後期高齢者医療特別会計予算の件」について、起立により採決します。

本件についての、厚生委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決定しております。

厚生委員長の報告のとおり、決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立多数)

○道工晴久議長 起立多数であります。よって、議案第7号は可決することに決定しました。

続いて、議案第8号「平成29年度岬町下水道事業特別会計予算の件」について、討論を行います。
討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○道工晴久議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第8号「平成29年度岬町下水道事業特別会計予算の件」について、起立により採決します。

本件についての、事業委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決定しております。

事業委員長の報告のとおり、決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○道工晴久議長 起立満場一致であります。よって、議案第8号は可決することに決定しました。

続いて、議案第9号「平成29年度岬町漁業集落排水事業特別会計予算の件」について、討論を行います。
討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○道工晴久議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第9号「平成29年度岬町漁業集落排水事業特別会計予算の件」について、起立により採決します。

本件についての、事業委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決定しております。

事業委員長の報告のとおり、決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○道工晴久議長 起立満場一致であります。よって、議案第9号は可決することに決定しました。

続いて、議案第10号「平成29年度岬町介護保険特別会計（保険事業勘定）予算の件」について、討論を行います。

討論ございませんか。反対ですか、賛成ですか。

○中原 晶議員 反対です。

○道工晴久議長 どうぞ、中原 晶君。

○中原 晶議員 2017年度介護保険特別会計（保険事業勘定）予算について、厚生委員会の審議の場でも申し上げたところでありますが、この場で改めて反対の立場から討論を行います。

委員会でも申し上げましたが、新たに行われる総合事業については、利用者の立場に立った柔軟な運用が予定されていると認めるものであり、この点については大いに評価するものであります。

しかしながら、もう一方で社会福祉協議会に地域包括支援センターを委託するという点については承服しかねるものであります。

これまで、一般質問でも厚生委員会の場でもさまざまに質問をさせていただいてまいりましたので、この場で詳細まで繰り返すことは避けたいと思っておりますが、絶対にサービス低下をしないということへの確実な担保が認められるとは言えないものとするものであります。とりわけ、緊急時の対応や人員体制の問題を初め、委託によるサービスの低下が懸念されます。

周知においてもご苦勞なさっているところと思っておりますけれども、私のもとへは住民からの直接の不安の声も寄せられております。

もとより、地域包括支援センターは町が直営で運営するというのが原則であるという考えから、今回の社会福祉協議会へのセンターの委託には賛同できないと考える立場から、本会計予算について賛同しかねるものであります。

○道工晴久議長 他に討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○道工晴久議長 ないようですので、これで討論を終わります。

これより、議案第10号「平成29年度岬町介護保険特別会計（保険事業勘定）予算の件」について、起立により採決します。

本件についての、厚生委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決定しております。

厚生委員長の報告のとおり、決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立多数)

○道工晴久議長 起立多数であります。よって、議案第10号は可決することに決定しました。

続いて、議案第11号「平成29年度岬町介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）予算の件」について、討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○道工晴久議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第11号「平成29年度岬町介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）予算の件」について、起立により採決します。

本件についての、厚生委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決定しております。

厚生委員長の報告のとおり、決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○道工晴久議長 起立満場一致であります。よって、議案第11号は可決することに決定しました。

続いて、議案第12号「平成29年度岬町淡輪財産区特別会計予算の件」について、討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○道工晴久議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第12号「平成29年度岬町淡輪財産区特別会計予算の件」について、起立により採決します。

本件についての、総務文教委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決定しております。

総務文教委員長の報告のとおり、決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○道工晴久議長 起立満場一致であります。よって、議案第12号は可決することに決定しました。

続いて、議案第13号「平成29年度岬町深日財産区特別会計予算の件」について、討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○道工晴久議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第13号「平成29年度岬町深日財産区特別会計予算の件」について、起立により採決します。

本件についての、総務文教委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決定しております。

総務文教委員長の報告のとおり、決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○道工晴久議長 起立満場一致であります。よって、議案第13号は可決することに決定しました。

続いて、議案第14号「平成29年度岬町多奈川財産区特別会計予算の件」について、討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○道工晴久議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第14号「平成29年度岬町多奈川財産区特別会計予算の件」について、起立により採決します。

本件についての、総務文教委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決定しております。

総務文教委員長の報告のとおり、決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○道工晴久議長 起立満場一致であります。よって、議案第14号は可決することに決定しました。

続いて、議案第15号「平成29年度岬町水道事業会計予算の件」について、討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○道工晴久議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第15号「平成29年度岬町水道事業会計予算の件」について、起立により採決します。

本件についての、事業委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決定しております。

事業委員長の報告のとおり、決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○道工晴久議長 起立満場一致であります。よって、議案第15号は可決することに決定しました。

続いて、議案第17号「泉南市、阪南市、田尻町及び岬町における広域まちづくり課の共同設置に関する協議の件」について、討論を行います。

討論ございませんか。

○竹原伸晃議員 賛成。

○道工晴久議長 反対の方、ございますか。中原 晶君。

○中原 晶議員 議案第17号、泉南市、阪南市、田尻町及び岬町における広域まちづくり課の共同設置に関する協議の件について、反対の立場から討論を行います。

開発行為の評価等、専門性の高い事務を2市2町で共同して行うとの提案ではありますが、幹事市となる予定の泉南市に大阪府から1人、泉南市から2.5人の専門職が配置されるとはいえ、28種類もの事務が適正に行われるのか不安を感じるところであります。

また、財政的な負担についても、大阪府からは移譲事務交付金として87万円の歳入に対して、岬町の支出は329万5,000円と負担が重く、従前どおり大阪府が責任を持って事務を行うべきであるとの立場から反対するものであります。

○道工晴久議長 他に討論。賛成ですか。

○竹原伸晃議員 賛成です。

○道工晴久議長 竹原伸晃君。

○竹原伸晃議員 議案第17号におきまして、賛成の立場で討論に加わらせていただきます。

私は専門性を持つものが審査に当たる、この専門性を持つことの難しさ、たくさんの事業がある中、広域で処理するのが時代の流れかな、このように思っております。

また、泉南市において作業していただくということですが、昔は泉南市まで行こうと思っても大分と時間かかったんですけども、第二阪和国道が開通すること、それにより10分、15分は早く着くのかな。

やはり、これからいろいろところで広域連携を進めていく、その半ばのことかな、このように思いますので、賛成の討論とさせていただきます。

○道工晴久議長 他に討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○道工晴久議長 ないようですので、これで討論を終わります。

これより、議案第17号「泉南市、阪南市、田尻町及び岬町における広域まちづくり課の共同設置に関する協議の件」について、起立により採決します。

本件についての、事業委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決定しております。

事業委員長の報告のとおり、決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立多数)

○道工晴久議長 起立多数であります。よって、議案第17号は可決することに決定しました。

続いて、議案第18号「岬町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の全部を改正する件」について、討論を行います。

討論ございませんか。

中原 晶君、反対ですか、賛成ですか。

○中原 晶議員 反対です。

○道工晴久議長 どうぞ、中原 晶君。

○中原 晶議員 議案第18号について、反対の立場で討論を行います。

本件は、2013年既に設置をされている泉佐野市以南3市3町による広域福祉課において介護分野の事務を追加して処理するというものであります。

広域福祉課の共同設置が提案されたときにも申し上げましたが、大阪発地方分権改革ビジョンの名のもとに大阪府が行ってきた事務を市町村に押しつけるものであり、効率化を口実に府の責任を後退させ、市町村にとっては事務と財政負担が押しつけられるものとして共同設置そのものに反対してまいりました。

このたび、本議案以下3議案において、岬町が行っている事務を広域福祉課で処理する提案でございますが、広域福祉課で事務を行うとなると、対象になる町内の事業所にとっては手続のために泉佐野市まで行かなければならなくなるといったデメリットが発生いたします。

また、厚生委員会の質疑において、職員数や経験が不十分であることが今回の要因の一つであることも確認をいたしました。

本来なら、必要な職員数を配置することで解決すべき課題を広域福祉課で処理するという町の責任の後退と言わざるを得ない手法を用いて解決しようとしていることから賛成しかねるものであります。

○道工晴久議長 他に討論ございませんか。

ないようですので、これで討論を終わります。

これより、議案第18号「岬町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の全部を改正する件」について、起立により採決します。

本件についての、厚生委員長報告は、原案のとおり可決すべきものと決定しております。

厚生委員長報告のとおり、決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立多数)

○道工晴久議長 起立多数であります。よって、議案第18号は可決することに決定しました。

続いて、議案第19号「岬町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める

条例の全部を改正する件」について、討論を行います。

討論ございませんか。

中原 晶君、反対ですか、賛成ですか。

○中原 晶議員 反対です。

○道工晴久議長 どうぞ、中原 晶君。

○中原 晶議員 議案第19号においても、先ほどの議案第18号と同様の理由から賛成しかねるものであります。

○道工晴久議長 他に討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○道工晴久議長 これで討論を終わります。

これより、議案第19号「岬町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の全部を改正する件」について、起立により採決します。

本件についての、厚生委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決定しております。

厚生委員長の報告のとおり、決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立多数)

○道工晴久議長 起立多数であります。よって、議案第19号は可決することに決定しました。

続いて、議案第20号「岬町指定介護予防支援事業者の指定並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の全部を改正する件」について、討論を行います。

討論ございませんか。

中原 晶君、賛成ですか、反対ですか。

○中原 晶議員 反対です。

○道工晴久議長 中原 晶君、どうぞ。

○中原 晶議員 議案第20号についても、先ほどの議案第18号で申し上げたのと同様の理由において賛成しかねるものであります。

○道工晴久議長 他に討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○道工晴久議長 ないようですので、これで討論を終わります。

これより、議案第20号「岬町指定介護予防支援事業者の指定並びに指定介護予防支援等の事業の

人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の全部を改正する件」について、起立により採決します。

本件についての、厚生委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決定しております。

厚生委員長の報告のとおり、決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立多数)

○道工晴久議長 起立多数であります。よって、議案第20号は可決することに決定しました。

続いて、議案第21号「岬町個人情報保護条例の一部を改正する件」について、討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○道工晴久議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第21号「岬町個人情報保護条例の一部を改正する件」について、起立により採決します。

本件についての、総務文教委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決定しております。

総務文教委員長の報告のとおり、決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○道工晴久議長 起立満場一致であります。よって、議案第21号は可決することに決定しました。

続いて、議案第22号「職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する件」について、討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○道工晴久議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第22号「職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する件」について、起立により採決します。

本件についての、総務文教委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決定しております。

総務文教委員長の報告のとおり、決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○道工晴久議長 起立満場一致であります。よって、議案第22号は可決することに決定しました。

続いて、議案第23号「職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する件」について、討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○道工晴久議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第23号「職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する件」について、起立により採決します。

本件についての、総務文教委員長長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決定しております。

総務文教委員長長の報告のとおり、決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○道工晴久議長 起立満場一致であります。よって、議案第23号は可決することに決定しました。

続いて、議案第24号「一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する件」について、討論を行います。

討論ございませんか。

中原 晶君、反対ですか、賛成ですか。

○中原 晶議員 反対です。

○道工晴久議長 どうぞ、中原 晶君。

○中原 晶議員 議案第24号、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する件について、反対の立場から討論を行います。

今回の提案は、配偶者の扶養手当を段階的に半減し、それを原資にして子にかかる手当額を増額するというものであります。

配偶者の扶養手当は一昨年の人事院勧告では民間の実態から見て見直す状況にないとしていたにもかかわらず、政府の要請により態度を翻したもので、中立、公正な第三者機関であるべき人事院の勧告として不適切なものと言わざるを得ません。

そのような勧告に基づく法改定に準じるべきではないと申し上げるものであります。

本来、この扶養手当は別に財源を求めるべきであり、配偶者扶養手当を削って充当するべきものではないこともあわせて申し上げたいと思います。

この改定により、配偶者のみ、また、配偶者と子ども1人の世帯で扶養手当額が引き下げられることになり、給与の減額によって意欲を損ないかねず、住民サービスの低下を招く懸念があることから賛成しかねる立場であります。

○道工晴久議長 他に討論ございませんか。田島乾正君、賛成ですか、反対ですか。

○田島乾正議員 賛成の立場から述べたいと思います。

○道工晴久議長 田島乾正君。

○田島乾正議員 こういう給与とかいろんな手当の部分については、やはり当然、職員組合との労使交渉が前提であります。

ということで、内容的には私は把握をしておりません。しかしながら、こういう提案をされるということは事前にやはり職員組合との労使交渉を終えていると思うんですね。終えてなかったら、大変なことになります。

ということで、この提案については、私は終えたとみなし、質疑の場がございませんので、私は総務委員会に所管はございません。よって、質疑も何もできません。しかしながら、あえてこの討論の場で私は推測といったら言葉に語弊はあるんですけども、私は当然信頼の原則で、担当課、人事のほうは、やはり、そういう労使交渉を終えていると、そういう理解のもとで現在、賛成すべき立場で述べているわけです。

ということで、私はそういう過程を経た上で本日上程されているというように理解していますので、賛成という立場で討論いたします。

○道工晴久議長 他にございませんか。

(「なし」の声あり)

○道工晴久議長 ないようですので、これで討論を終わります。

これより、議案第24号「一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する件」について、起立により採決します。

本件についての、総務文教委員長長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決定しております。

総務文教委員長長の報告のとおり、決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立多数)

○道工晴久議長 起立多数であります。よって、議案第24号は可決することに決定しました。

続いて、議案第25号「職員等の旅費に関する条例の一部を改正する件」について、討論を行います。

討論ございませんか。和田勝弘君、賛成ですか、反対ですか。

○和田勝弘議員 反対ですけど、この件について。

○道工晴久議長 ちょっと待ってください。賛成ですか、反対ですか。

○和田勝弘議員 修正動議を出したいと思っておりますので。

○道工晴久議長 修正動議ですか。

○和田勝弘議員 はい。職員等の旅費に関する条例の一部を改正する件について、修正動議を提出したいと思っておりますので、ちょっと休憩をとりたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

○道工晴久議長 暫時休憩します。

(午前11時29分 休憩)

(午後 1時02分 再開)

○道工晴久議長 休憩前に引き続き、議事を進めさせていただきます。

先ほど、和田議員のほうから修正動議ということで挙手があったのですが、その後、動議の関係書類が出ませんので、なかったものとしてこのまま会議を進めたいと思います。

よろしゅうございますか。

(「異議なし」の声あり)

○道工晴久議長 それでは、続いて審議を進めます。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○道工晴久議長 賛成ですか、反対ですか。

○竹原伸晃議員 賛成です。

○道工晴久議長 反対の方、ございませんか。

では、竹原伸晃君。

○竹原伸晃議員 議案第25号、職員等の旅費に関する条例の一部を改正する件に関しまして、賛成の立場で討論に加わらせていただきます。

この件に関しましては、委員会でも賛成討論をさせていただいておりますが、この旅費に関して、より実費払いに近くなるといったことでございます。

昨今、旅費に関してマスコミでも取り上げられたりしている中で、より透明性の確保できる方法になるのかな、このように思っております。

また、この条例に関しましては議会議員も適用されるということですので、みずからももっとしっかり取り組んで、旅費に関するところは安いところを探して泊まったら、その分の実費でいいというようになると感じましたので、討論とさせていただきます。

○道工晴久議長 他にございませんか。田島乾正君、賛成ですか。

○田島乾正議員 はい、賛成討論を述べたいと思います。

私も、この議案については総務委員会に属していませんので、質疑も討論もしておりません。よって、この場をおかりして私の意向を述べたいと思います。

先ほど、和田議員の提案で、いろいろ問題を醸し出しましたんですけども、和田議員の気持ちは十

分承知しています。

よって、その気持ちに応えるべく今回理事者側の条例提案が上がってきたということで、私は今回この部分については賛同する気持ちで今、賛成討論を持ってるんですけど、一日も早く、和田議員の問題点、個人同士、見解は違うんですけども、しかし、それを解決できるように一日でも早く実現できたらいいなと思う意味からでも、この議案第25号には賛同する考えを持っています。

○道工晴久議長 他にございませんか。

(「なし」の声あり)

○道工晴久議長 ないようですので、これで討論を終わります。

これより、議案第25号「職員等の旅費に関する条例の一部を改正する件」について、起立により採決します。

本件についての、総務文教委員長長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決定しております。

総務文教委員長長の報告のとおり、決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○道工晴久議長 起立満場一致であります。よって、議案第25号は可決することに決定しました。

続いて、議案第26号「岬町税条例等の一部を改正する件」について、討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○道工晴久議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第26号「岬町税条例等の一部を改正する件」について、起立により採決します。

本件についての、総務文教委員長長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決定しております。

総務文教委員長長の報告のとおり、決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○道工晴久議長 起立満場一致であります。よって、議案第26号は可決することに決定しました。

続いて、議案第27号「岬町手数料条例の一部を改正する件」について、討論を行います。

討論ございませんか。中原 晶君、賛成ですか、反対ですか。

○中原 晶議員 反対です。

○道工晴久議長 どうぞ、中原 晶君。

○中原 晶議員 議案第27号について、反対討論を行います。

本件は議案第17号に伴う条例の一部改定であるため、反対の立場をとらせていただきます。

議案第17号の討論で申し上げたとおり、専門性の高い28種類もの事務が適正に行われるのかど

うか。それから、財政的な町の負担が重いことについても反対の理由とさせていただきます。

重ねて申し上げますが、この事務については従前どおり大阪府が責任を持って事務を行うべきであるという立場から反対するものであります。

○道工晴久議長 他に討論ございませんか。

ないようですので、これで討論を終わります。

これより、議案第27号「岬町手数料条例の一部を改正する件」について、起立により採決します。

本件についての、事業委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決定しております。

事業委員長の報告のとおり、決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立多数)

○道工晴久議長 起立多数であります。よって、議案第27号は可決することに決定しました。

続いて、議案第28号「岬町コミュニティバス運行に関する条例の一部を改正する件」について、討論を行います。

討論ございませんか。田島乾正君。賛成ですか、反対ですか。

○田島乾正議員 賛成です。

○道工晴久議長 反対の方ございませんか。

ないようですので、田島乾正君。

○田島乾正議員 当委員会に所属している委員ですけれども、過日の委員会で、私はこの条例改正についての表明について、意思表示、反対の意見を出しておりましたけれども、後刻、そういう委員会資料を精査して、そして、本来上程された条例改正内容を確認しました。

ということは、やはり住民の足のためにそういう確認をして、やっと本日、この委員会に付託された案件については、反対表明したにもかかわらず、やはり、本日をもってこれはこの条例改正をすべきだということを確認いたしましたので、よって担当委員会の委員でありましたけれども、やはり、この場をおかりして賛成の意を表明したいと思います。

○道工晴久議長 他にございますか。竹原伸晃君。賛成ですか。

○竹原伸晃議員 賛成です。

○道工晴久議長 どうぞ。

○竹原伸晃議員 私も賛成の立場で討論に加わせていただきます。

当委員会には所属していない中、いろいろな議論を聞かせていただき、また、会派代表質問においてもいろいろとお聞きしたところでございます。

平成28年度に続き、平成29年度も実証運行ということで1年間延期と。その中で、いい方向を

探っていくという回答がございました。

今回の議案に関しましては、無償の区間を有償にするための小さな変更ということだと思います。

ということで、次年度は大幅な改定があるのかな。それに向けて一生懸命精査していただくことを要望として、今回は賛成の討論とさせていただきます。

○道工晴久議長 他にございませんか。

ないようですので、これで討論を終わります。

これより、議案第28号「岬町コミュニティバス運行に関する条例の一部を改正する件」について、起立により採決します。

本件についての、厚生委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決定しております。

厚生委員長の報告のとおり、決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○道工晴久議長 起立満場一致であります。よって、議案第28号は可決することに決定しました。

続いて、議案第29号「岬町ひとり親家庭の医療費の支給に関する条例の一部を改正する件」について、討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○道工晴久議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第29号「岬町ひとり親家庭の医療費の支給に関する条例の一部を改正する件」について、起立により採決します。

本件についての、厚生委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決定しております。

厚生委員長の報告のとおり、決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○道工晴久議長 起立満場一致であります。よって、議案第29号は可決することに決定しました。

続いて、議案第30号「岬町国民健康保険条例の一部を改正する件」について、討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○道工晴久議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第30号「岬町国民健康保険条例の一部を改正する件」について、起立により採決します。

本件についての、厚生委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決定しております。

厚生委員長の報告のとおり、決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○道工晴久議長 起立満場一致であります。よって、議案第30号は可決することに決定しました。

続いて、議案第31号「いきいきパークみさき条例の一部を改正する件」について、討論を行います。

討論ございませんか。竹原伸晃君、賛成ですか、反対ですか。

○竹原伸晃議員 賛成です。

○道工晴久議長 反対の方ございませんね。竹原伸晃君。

○竹原伸晃議員 本案について賛成の立場で討論に加わらせていただきます。

委員会でも申しましたが、この芝生広場に関しましても、従来のグラウンド、野球場と同じような料金設定でしていただくということの条例改定でございました。

このいきいきパークに関しましては、グラウンドなり運動場、または周辺の道路を使っていろいろなイベントが行われており、岬町の活性化のためにとっても寄与しているということと、また、今度、ラグビー場としても使えるサッカー場がオープンするということなので、これを機にスポーツのまち岬町だということがより濃くなるのではないかと思うものであります。

ということで、賛成とさせていただきます。

○道工晴久議長 他にございませんか。

(「なし」の声あり)

○道工晴久議長 ないようですので、これで討論を終わります。

これより、議案第31号「いきいきパークみさき条例の一部を改正する件」について、起立により採決します。

本件についての、総務文教委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決定しております。

総務文教委員長の報告のとおり、決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○道工晴久議長 起立満場一致であります。よって、議案第31号は可決することに決定しました。

以上で、三常任委員会に付託されました案件は、全て議決されました。

各委員長さん、委員の皆さん、ご苦労さまでございました。

○道工晴久議長 続いて、日程第2、追加議案第32号「岬町事務分掌条例の一部を改正する件」を議

題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。町長公室長、保井太郎君。

○保井町長公室長 日程第2、追加議案第32号、岬町事務分掌条例の一部を改正する件についてご説明させていただきます。

提案理由といたしましては、町長の権限に属する事務をより一層合理的かつ効率的に分掌させるため、本条例に所要の改正を行うものであります。

条例案及び新旧対照表をご参照ください。条例改正の内容についてご説明いたします。

第2条及び第3条の改正内容は、大きく二つございます。

まず第1点目は、現在、まちづくり戦略室で所管している企画関係事務12件について総務部に所管替えを行うものです。

次に、2点目としましては、まちづくり戦略室の所管事務として新たに広域政策による航路再生に関する事務を加えるものでございます。

附則において、本条例の施行期日を平成29年4月1日からとするものです。

以上が、岬町事務分掌条例の一部を改正する条例案の内容でございます。

なお、参考資料として、岬町機構図案をお配りさせていただいておりますので、ご参照ください。

よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○道工晴久議長 これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、本件に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○道工晴久議長 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

これより、討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○道工晴久議長 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これより、議案第32号「岬町事務分掌条例の一部を改正する件」を起立により採決します。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○道工晴久議長 起立満場一致であります。よって、議案第32号は可決することに決定しました。

○道工晴久議長 日程第3、追加議案第33号「一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する

件」を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。町長公室長、保井太郎君。

○保井町長公室長 日程第3、追加議案第33号、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する件につきましてご説明申し上げます。

提案理由といたしましては、行財政改革のさらなる推進を図り、総合計画に基づく重要施策の推進に資するため、本条例に所要の改正を行うものであります。

改正条文をご説明する前に、今回の改正の内容をまずご説明申し上げます。

今回の改正は、職員給料の2%の独自減額を平成29年4月1日から平成30年3月31日まで実施するものです。

職員給料の独自減額につきましては、第1次及び第2次集中改革プランの期間におきまして実施してまいりましたが、第2次集中改革プランの終了にあわせて平成28年度は実施しておりませんでした。

しかしながら、現時点では固定資産の超過課税の住民負担をお願いせざるを得ないこと、厳しい財政状況が続く一方で、町の生き残りをかけた地方創生事業やさまざまな住民ニーズを実現するための重要施策の推進も必要であります。

この、今しかできない事業、将来への投資をするには、国や府の交付金、補助金、町債等の活用はもちろん、岬ゆめ・みらい基金等の貴重な基金の取り崩しにも一定頼らざるを得ない側面もございます。

基金の取り崩しの抑制も今、手を打っておかなければならないことであり、再度の身を削る改革が必要と判断をし、職員組合等との労使協議の процедуру実施し、最終日の議会提案に至りました次第です。

また、今回新たな第3次集中改革プランも始動したこともあり、他の行財政改革にあわせ平成29年度において、全職員の給与2%の独自減額を実施するものでございます。その効果額としましては、1,925万円を見込んでおります。

では、改正条例案をご説明いたします。お手元の議案書の裏面及び条例新旧対照表をご参照ください。

一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。附則第26号中平成27年4月1日から平成28年3月31日までを平成29年4月1日から平成30年3月31日までに改め、平成29年度中の2%の独自減額を規定するものです。

附則としまして、この条例は平成29年4月1日から施行するものでございます。

なお、労使協議の結果、地方公務員法による職員団体とは合意に至り、協議は終了しております。

また、別の労働組合法による労働組合は法律上の協議は終了しておりますが、反対の立場を表明されています。

このような状況の中、職員の多数が加入している職員団体と合意に至っている状況も踏まえまして、今回、条例改正案について上程させていただいているものでございます。

説明は以上でございます。

よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○道工晴久議長 これをもって、提案説明を終わります。

これより、本件に対する質疑を行います。質疑ございませんか。竹原伸晃君。

○竹原伸晃議員 1点お願いします。

効果額というのが1,925万円とお聞きしましたが、行革の中でばくっとした町の財布に入れるものなのか、もしくは、この効果額を何々に充当するということがあるのかどうか、その1点だけお願いします。

○道工晴久議長 町長公室長、保井太郎君。

○保井町長公室長 お答えいたします。

町職員として身を削る改革でございまして、減額により生み出された資金はどのように使うのかということでございますが、貴重な一般財源の一つとしてなるものでございます。

さまざまな重要施策の推進に役立てていく予定でございますが、子育て支援の拡充など、多くの施策の推進に役立てていきたいと考えております。

○道工晴久議長 他にございませんか。中原 晶君。

○中原 晶議員 先ほどの提案という説明をお聞きいたしまして、今、竹原議員のほうからその効果額をどのように使うのかという質問がありました。

一般財源の一つということでお答えになりましたけれども、提案理由として総合計画に基づく重要施策の推進に資するためと明記されているところでもありますので、もう少し踏み込んだご説明をいただきたいなと思います。

というのは、この全職員ですから、管理職も含めて2%の独自カットというのは、非常に大きな収入の減少ということになりますから、合意に至った一つの職員組合とは合意が得られたということでありましたけれども、やはり納得の問題というか、そこについては何に主にこのお金を充てるというようなことが交渉の中であったのかどうか。それによって、やはり職員の皆さんの受けとめ方も違ってくるのじゃないのかなと思いますので、もう少し踏み込んだご回答をいただけるようならお願いしたいと思います。

それから、過去にも独自の給与カットが行われたことについてご説明をいただきました。第1次、第2次の集中改革プラン期間中にも実施をされてきたということでありまして、なかなか合計すると長い期間にわたると。

今年度については独自カットは見送られていたわけですが、また来年度行うという提案であります。

過去の第1次、第2次改革プランのことも考えると、非常に長い期間にわたるわけですが、こういった長い期間独自カットを行っているような団体はほかにもあるのでしょうか、お尋ねをいたします。

それから、実施期間の問題ですが、今回の提案は来年度1年間に限るものとして提案をされております。しかしながら、議会において設置をしている行財政改革特別委員会の中では、今行っている集中改革期間、残る4年間ということになりますが、その4年間の期間については独自カットを継続したい、それが前提とも思えるような効果額を期待しているのではないかなと思うわけなんです、今回、1年間の期間を限定して提案されておまして、この後、さらに継続をするというお考えがあるのかどうかお尋ねをいたします。

それから、最後に、この職員の給与の独自カットというのは、労使の問題でありますから、余り議会からあれこれとものを言うことはできるだけ避けたいと考える立場であります。

しかしながら、給与の削減というものが職員それぞれの意欲の低下につながりかねないということから、そのことによる住民サービスの低下につながってはいけないという立場で質問もし、意見も申し上げるところであります。

そのことから言いますと、給与のカットというのはできることであれば避けたいというのが町にとっても真意ではないかなと考えるのですが、その点はいかがでしょう。よろしくお願いいたします。

○道工晴久議長 町長公室長、保井太郎君。

○保井町長公室長 お答えいたします。

2%カットにかかる使い道をさらに詳しくということですが、あくまで一般財源でございまして、そのようなお願いをしていく事務折衝の中では行財政改革の資料でもご提示しておりますと、何もしなければ平成32年には8億円程度の累積赤字となるというような財政状況も説明しつつ、平成29年度には最大3億1,200万円の財源不足が見込まれるというような、行財政改革のさまざまなメニューをしていかなければ大変な状況になるというようなことの説明も踏まえてお話をしてきたところでございます。

使い道につきましては、一般財源の中で広く活用されていくものというように考えておるところでございます。

それから、長い期間、平成18年度第1次行革プラン、また、平成23年度からですか、第2次ということがあったわけでございますけれども、やはり大企業の撤退等がある中で、その当時、岬町も夕張のようになるのではないかなというようなことが危惧された時代から、このような長い期間ではありますが、労使一体となって身を削る改革をしてきたことによって現状の岬町が保たれてると考えているところでございます。

他の団体につきましては、長いか短いかということは把握しておりませんが、本町におきましては、そのような経緯があつてこそ現状の岬町が維持できているものと考えているところでございます。

それから、今回、単年度ということになっております。また、ご指摘のとおり行財政改革プランでは複数年度を目標値として挙げているところでございますが、やはり、我々といたしましても1年ごとに事情を説明しながら事務折衝をしていき、職員とともにまちづくりを進めていくという仲立ちでの財政的な理解を深めていただくということもしながらまちづくりを進めていきたいと考えているところでございます。

基本的に、給料というものを減額することについてのスタンスでございますが、やはり収入がきちっと確保できて、超過課税というものをお願いしているのがなくなっているような状況になれば当然給料減額もしなくてもいいような環境になるということは職員みんなが望んでいることじゃないかなと思っております。

○道工晴久議長 中原 晶君、よろしいですか。

○中原 晶議員 はい。

○道工晴久議長 他にございませんか。田島乾正君。

○田島乾正議員 この条例改正について、ちょっと何点か担当課の窓口にお聞きしたいんですけど、今回は追加議案という形で、先般の行革委員会でいろいろ質問させていただいて答弁もいただいているんですけども、この追加議案をなぜおくれた理由ですね、なぜ。それはわかります、労使交渉の一環ということで言えばそれで終わりですけども、いろいろ集中改革プランの中で恐らくいろいろと議論があつたと思うんですね。やっぱり、労使交渉でおくれて追加議案ということになった、それはもうやむを得ません。

先ほど、ある議員が効果額はいかがかと、1,925万円と、額的には結構金額あるんですけども、これはあくまで職員の生活給をさわるわけですね。やはり、大切なことで、以前にも質問ただしたんですけども、三役、そして管理職、そして一般職員2%、この部分について、やっぱりこの部分、あんまりいらわないほうが私は希望しているんですけども、やはり、財政的に苦しかったらやむを得ないということになってるんですけども。

この労使のほうはスムーズに交渉に応じていただいたのか。しかし、応じるにはしこりがあるって、いろいろ問題があったということが恐らくあったと思うんです。

しかしながら、あったけども、担当のほうはそれだけ説明責任を果たして協力を得られたのかということがあれば、この場をかりて答弁願いたいんですけど。

もう1点、当岬町職員組合の団体は一つですか、二つですか。その部分について、ちょっと説明願いたいんですけど。私は一つという認識持ってるんですけども、その実態についてはいかがなものか、この2点お願いします。

○道工晴久議長 町長公室長、保井太郎君。

○保井町長公室長 最初に、職員組合、職員団体等の状況について説明させていただきます。

現在、岬町では、地方公務員法の職員団体、これが岬町職員組合がございまして。それから、労働組合といたしまして公務公共一般労働組合がございまして。その二つの団体でございまして。

それから、労使協議の回数等の状況でございましてけれども、職員団体につきましては、1月12日に独自連絡の申し入れを行いまして、その後、予算ですね、平成29年度の予算状況というものも説明する必要がございました。これはすぐに、その1月の段階では説明できる状況にはございませんでしたので、その状況に応じて事務折衝の機会を設けさせていただきました。

我々の記憶では延べ11回の事務折衝の中で説明もして、さまざまな2%減額だけでなく、さまざまな要素も踏まえて事務折衝を進めてきたところでございます。

また、労働組合に関しましても、2月1日に独自減額の申し入れを行いまして、3月15日に協議を終了したということでございます。

○道工晴久議長 田島乾正君。

○田島乾正議員 保井室長の説明では、一応、何らトラブルもなしに一応努力してスムーズに交渉に応じたということ、理解しているんですけど、職員組合の団体数ですよ、今、2団体と、そういうご答弁いただいたんですけども、これの交渉については、双方の団体に対しても労使交渉的なお話をされたのか、それとも、やはり団体数の多いほうを重点に置かれたのか。

ということは、私も不勉強ですけども、やはりパート、アルバイトにしても1名以上の方が一応労使交渉に臨むならば、それは認めざるを得んということに私は理解をしているんですけど、間違っていたら、また訂正していただきたいんですけど。

2団体、もし仮にあれば、その方向性についてはどういう対応をしていくのか、まず将来的にどう考えてるのか教えていただきたい。

○道工晴久議長 町長公室長、保井太郎君。

○保井町長公室長 職員団体が1団体、また労働組合が1団体ということで2団体でございますけれども、我々は事務折衝とか、そのような機会はお互いそれぞれに行っていくべきものだと考えております。それぞれの2団体に行っていく所存でございます。

○道工晴久議長 田島乾正君。

○田島乾正議員 最後に、一応確認したいんですけども、やはりどこの社会でも、どこの場所に行っても、やはり何でも団体というのは一つじゃないわけですね。

やはり、いろんな第一、第二といろいろあるわけですので、やはり、この交渉においては公正公平な対応で労働者の思い、考えを酌み取って、そして反映していただきたいと、かように思いますので、これは要望とします、この部分については。

○道工晴久議長 他にございませんか。中原 晶君、どうぞ。

○中原 晶議員 2回以内におさめます。ご協力ありがとうございます。

済みません、先ほど、こういった独自の給与の削減については、できれば避けたいというのが町の真意ではないのかとお聞きをしました。

それで、そのことについて、そういう条件が整えばもちろんそうしていきたいと私は聞いたんですけども、今回、削減をしないで済むために何らかの努力をなされたのかどうか、それをお聞きしたいというのが1点と、それから、田島議員の質問へのお答えで、職員団体との話し合い、協議の中で、さまざまな要素について説明をしてきたというようなことが答弁の中でありました。

その、さまざまな要素というものの中に、臨時職員にかかわる処遇に関するようなことも話し合われたのかどうか、参考までにお聞きをしておきたいなと思います。お願いします。

○道工晴久議長 中原議員に申し上げます。

パートの部分ですね、この部分はこの議案の中身とは関係ございませんので、そのほかのことで答弁させます。町長公室長、保井太郎君。

○保井町長公室長 お答えいたします。

2%減額において、町としてどのような努力というようなことでございますが、予算編成時とか財政の見込みとかというような形の中では、やはり、今回、平成29年度の予算編成におきましても復活折衝等の中で、大変厳しい査定をなされているところでございます。

全てが全て予算の中で計上されているわけではございません。その過程において、2%減額をご協力いただけるもとの努力をやってきたと考えているところでございます。

○道工晴久議長 他にございませんか。

ないようですので、これで質疑を終わります。

これより、討論に入ります。討論ございませんか。賛成ですか、反対ですか。

○中原 晶議員 反対です。

○道工晴久議長 中原 晶君。

○中原 晶議員 追加議案として提案をされております議案第33号について、ご丁寧な、協議等も行ってきたという答弁を聞いた後でございますので反対するに忍びないという思いもありますけれども、賛成しかねる立場から討論を行いたいと思います。

先ほど来いろいろとお聞きをしておりました。この町財政の特別な厳しさというのは、もちろん岬町が独自が抱えている問題ではない、全国的にどこの自治体でもいろんな意味で困難を抱えているというのが実態であろうと考えております。

また、その責任は岬町だけにあるわけではないということも私は考えるところでありますので、そんな中で労使一体となって努力をしたいということをお聞きもし、また、二つの団体のうち一つの団体とは協議が整っているということをお聞きしましたので、その経過や結果について尊重するべきところではありますけれども、現時点で、ただでさえ少ない職員数で非常に多くの事務を執行している状況がありまして、健康を損ねられたり、意欲の低下にさらに拍車をかけるのではないかとということが懸念されるところであります。

このことから、住民サービスの低下につながるのではないかと心配するところでありまして、そういった考えから賛成しかねる立場であります。

○道工晴久議長 他にございませんか。

ないようですので、これで討論を終わります。

これより、議案第33号「一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する件」を起立により採決します。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立多数)

○道工晴久議長 起立多数であります。よって、議案第33号は可決することに決定しました。

○道工晴久議長 日程第4、追加議案第34号「岬町深日地区財産区管理委員の選任について同意を求める件」を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。町長、田代 堯君。

○田代町長 日程第4、追加議案第34号、岬町深日地区財産区管理委員の選任について同意を求める

件について説明を申し上げます。

岬町深日地区財産区管理委員の欠員が生じたので、委員の補充を行うため、後任者の選任について岬町財産区管理委員会条例第3条第1項の規定により同意を求めるものであります。

住所は、岬町深日2575番地。

氏名は、南 繁雄。

生年月日、昭和24年1月15日でございます。

どうぞ、よろしく願い申し上げます。

○道工晴久議長 これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、本件に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○道工晴久議長 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

お諮りします。本件は人事に関することですので、討論を省略したいと思っております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○道工晴久議長 異議なしと認めます。

これより、議案第34号「岬町深日地区財産区管理委員の選任について同意を求める件」を起立により採決します。

本件は、これに同意することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○道工晴久議長 起立満場一致であります。よって、議案第34号は同意することに決定しました。

以上をもって、今期定例会の会議に付された事件は全て終了しました。

これで、本日の会議を閉じます。

これをもって、平成29年第1回岬町議会定例会を閉会します。

慎重審議ありがとうございました。

(午後1時45分 閉会)

以上の記録が本町議会第1回定例会の会議のてんまつに相違ないことを記するため、ここに署名する。

平成29年3月23日

岬町議会

議 長 道 工 晴 久

議 員 小 川 日 出 夫

議 員 中 原 晶